



少年法と「健全育成」

特定非営利活動法人 刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター
理事長・弁護士 守屋克彦

…はじめに…

日本は、犯罪白書の上では、20歳未満の者の犯罪が、検挙人員の面からも、人口比の面からも、減少の傾向を示しており、数の上では、少年の非行が少ない落ち着いた国であるといっても差し支えないと思います。

しかし、今年7月26日、長崎県佐世保市で女子高校生が同級生を殺害したとして逮捕された事件や10月1日に北海道南幌町の女子高校生が母親と祖母を刃物で殺害したとして逮捕された事件など、時折、重大な少年犯罪が起きて、社会を震撼させることがあります。そして、重大な事件が起きるたびに、少年法が引き合いに出され、2000年ごろからは、何度か改正が重ねられ、2014年にも、重要な部分について一部改正が行われました。

…少年法について…

少年法第1条は、少年法の目的を、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」と定めて、「健全な育成」という目的を明確にしています。その前年に制定された教育基本法が、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」(旧教育基本法1条)と明記していたことと並んで、当時生まれたばかりの日本国憲法の下に国の形を作ろうとした人たちの、教

育に対する意気込みが盛り込まれているように思います。

少年法は、その目的を実現するために、法律の専門家である裁判官と人間関係諸科学の専門知識を有する家庭裁判所調査官をスタッフとする家庭裁判所を新設し、20歳未満の少年が犯した犯罪や問題行動(虞犯)を取り扱わせることにしました。これらの事件について、家庭裁判所が、専門的な知識に裏付けられた調査・審判を行い、保護処分にするか、あるいは刑事裁判手続にゆだねるかという判断を行うことにしました(少年法20条)。警察や検察で捜査を遂げた事件も、すべて家庭裁判所に送り、まずその判断を求めるということにしたのです。

このことは、それまでの少年法(大正少年法)では、検察官が、犯罪全般に対して捜査権を持つとともに、法定刑の重い罪や16歳以上の者の犯罪は、原則的に刑事手続で裁判を行い、例外的に、検事が少年審判所に送った事件だけを保護処分にするという仕組みになっていたことに比べると、20歳未満の者の犯罪に対して刑事裁判を求めるための起訴・不起訴決定権を、家庭裁判所が第一的に行うことになり、検察官の権限が大きく削減されることを意味したのです。このような検察官の強大な権力の削減は、当時のアメリカ占領軍が日本の民主化をはかった戦後司法改革の一環として、少年法に対する保護主義の徹底と、その手続の担い手

が司法機関であるべきことを強く主張したために、初めて可能であったと考えられます。

…少年法の改正について…

そのため、少年法は、成立すると同時に、家庭裁判所の活動を充実させる方向よりも、法務省側からの検察官の権限回復の要求に多くさらされることになりました。少年法の適用年齢の18歳までの引き下げ、家庭裁判所が刑事裁判に回す事件の範囲の拡大と裁量に対する規制、検察官の少年審判立会権や決定に対する抗告権の確保などの要求が、その主な内容といえるでしょう。

今日までの半世紀以上にわたる経過の詳細は省きますが、この間、検察官の少年審判に対する発言権の拡大要求とは別に、少年側からも、捜査や家庭裁判所の調査・審判手続きを受けることについて、成人の場合と同様に、防御のための権利が保障されるべきであるとして、適正手続の保障の立場からの手続改善が望まれるようになりました。それに加えて、2000年あたりからは、少年事件の被害者の立場から、少年審判に対して被害者の意見を反映させたいとして、記録の閲覧、意見陳述、審判の傍聴などを求める改正意見が出るようになりました。現在では、検察官の権限の拡大、少年側の適正手続の要請、被害者側の意見反映という三つの立場の調整、いうならば三つの力のダイナミックスの中で、少年法の改正が議論されてきているといえるでしょう。

しかし、我が国では、捜査・起訴・公判を担当する検察官と立法提案者である法務省とは一体であり、また、被害者側の意向も厳罰を求める傾向にあるので、改正案は、もっぱら少年審判に対する検察官の発言力を強め、刑罰をも引き上げる傾向になってきたというのが、これまでの一貫した特色といえます。2014年の一部改正も、少年のために、家庭裁判所が国選付添人を選任できるという裁量の範囲を拡げることに便乗して、検察官の審判関与の範囲を少年犯罪の大部分の領域まで押し広げ、さらに不定期刑の上限を引き上げて厳罰化の方向を打ち出したというもので、少年法改正のダイナミック

スの中での力関係が反映されたものになっているといえます。

…今日にふさわしい少年法は…

少年審判での検察官関与を拡げ、少年に対する刑事罰を引き上げようとする改正は、調査や審判で、捜査や取り調べに対する身勝手な反論や弁解を許さず、処分においても厳しく責任を追及するという発想であり、「保護処分は甘やかした」とする今日の社会潮流に乗って、厳罰化によって少年犯罪を予防することに期待をかけようとしているように見えます。法が制定された当時の新鮮で優れた理想が、既存の権力からの反発や、それを支える世論の巻き返しによって、改正や形骸化の危険に脅かされているという点で、少年法は、改正の危険にさらされている日本国憲法と重なり合っているように思えてきます。

しかし、冒頭に紹介した女子高校生の事件に関する新聞・テレビの報道に少し触れただけでも、そのような事件には、少年個人の能力や資質ばかりでなく、養育時の虐待、親の不在・不和などの生育環境、学校での人間関係、進路に関する悩みなど、複雑な原因が絡み合っているであろうことは、誰にでも容易に想像されるのではないのでしょうか。実際に事件を扱った経験からいっても、重大な犯罪が、少年の生来持っている危険で凶悪な人格を反映しているというよりは、少年が、生きる希望を見出せないために自滅的な行動に走ったのではないかと考えられるケースも多いのです。格差社会といわれますが、進学あるいは職業選択にまつわる競争原理を考えただけでも、少年たちの前に立ちふさがる今日の社会の壁は厚く、将来への展望を持ち難いのが現代といえるでしょう。刑罰を重く定めたとしても、行き場がないという少年たちの非行に対する歯止めになる保障はありません。また、刑罰を重くすることだけが、適切な責任の問い方なのかも疑問です。

刑罰依存一辺倒ではなく、人間関係諸科学の専門的な知識と経験を集めて詳細な調査や審判を行い、少年も再生でき、社会の安心も取り戻せるよう

な個別的な取り組みを追求し、その結果を社会に還元していくという発想が必要であるように思います。

今の時代だからこそ、少年法の目的である「健全な育成」は、どのようにしたら実現できるのか、「健全な育成」という言葉の意味とともに、考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

私たちの法人も、このようなことを考えながら、活動していきたいと思っています。

NPO 法人・刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター(ERCJ)は 2013 年 6 月、刑事司法と少年司法が適正かつ健全に運営されるためには、学術的にも、実務的にも、長期的な展望と広い視野に基づいた研究や提言が必要な時代が到来しているということを踏まえて、刑事司法および少年司法に関わる教育と学術振研究の推進を目的として設立されました。

URL <http://www.ercj.org/>

□■書評■□

『被ばく者差別をこえて生きる 韓国原爆被害者2世金亨律とともに』を読んで

青柳純一 著／三一書房・2014 年

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、これは日本国憲法 25 条1項に規定された生存権の定義である。換言すれば、生存権とは人間が人間らしく生きる権利であるといえよう。この権利は、大韓民国憲法においても当然に保障されている。本書は、金亨律という一人の人間が人間らしく生きることを求めて、韓国の原爆被害者 2 世の尊厳を守るための法整備を訴えた活動の記録と彼の思いが記された遺稿集である。

本書の前半部分には、金亨律の生涯と彼の活動の記録がまとめられている。金亨律は母親が広島で被爆したことに起因する原爆後遺症に悩まされ、肺炎を発症しては入退院を繰り返す生活を幼少時から送ってきた。そのため、進学や就職も思うようにはできず、差別という名の壁に苦しめられた。そのような日々を過ごしてきた金亨律は、31 歳のときに原爆 2 世であることを世間に対して公表するとともに「韓国原爆 2 世患友会」という患者仲間の組織を結成し、自らの生存権の確保を求める活動に熱心に取り組んだ。しかし、3 年 2 か月に及ぶ活動は、彼の早過ぎる死によって道半ばで閉ざされた。彼が成立を望んだ「原爆被害者特別法」は、命がけの活動も空しく、今日に至っても未だ実現されていない。本書の後半部分では、その活動の中で金亨律本人が残した言葉と彼の意志を受け継いだ人たち

が綴った言葉が紹介されている。遺稿から伝わる金亨律の熱い思いは、その一言一句を読者の胸に強烈に刻印するとともに、憲法の掲げる理念と現実との乖離を鮮明にあぶり出しているといえよう。

「日本人として、韓国の原爆 2 世についてどう思いますか」という金亨律からの問いかけを、著者は「人間として、韓国の原爆 2 世をどう思うか」と読みかえて本書を翻訳・出版したという。たしかに、韓国の原爆被害者 2 世の実情を通して喚起される被爆者差別、人種差別、戦争被害、そして東日本大震災以降日本人の最も身近な問題の一つとなった放射能被害などの諸問題、さらには脱原発の是非などについては、国籍や人種を超越した人類全体の問題として議論されるべきものである。たとえば、放射能は国という概念を越えて広がり、被害をもたらす。核兵器を保有する国家、原発に依存する国家は国という概念を越えて被害をもたらす危険性を孕んでおり、世界中の誰もが国籍、人種に関係なくその被害者たり得るのである。世界中の人々が人間らしく生きる世の中を実現するために人類は何をすべきか。金亨律の懸命な訴えが読者に対して問うているのは、詰まるところそういうことなのではないだろうか。本書から考える契機を与えられる問題は尽きない。金亨律の命は、まだ燃え尽きていないのである。(H.O.)

‘あなたの学習会’開催のすすめ /// 工藤実和子 ///

さまざまな社会経験を持ち、「憲法 à la carte ♪」など、精力的に憲法に関する活動を行う工藤さん。その活動趣旨を HuRP 内でも共有しようと、HuRP メンバーの一人がお話を伺いました。

食や音楽、映画にファッション・・・私が好きな事を自由に楽しめなくなる社会が音を立てて迫ってきた。

訪仏の際、多くの市民が日常的に政治活動していたことに驚いた。

一方、日本では、政治について発信しているのは圧倒的少数派。日本の教育では政治参加の重要性が身に付かず、投票率も低い。

遠い世界で政治が進み、知らぬ間に社会がどんどん変えられていく。このままでは、気づいたら憲法まで変わっていたという事態になってしまう。

国を創るのは私たち市民。あくまで市民の代表者にすぎない政治家の言いなりになる必要はない。そんな思いから、政治や憲法へ導線を引く活動を始めることにした。

時折開催していたピラティスレッスン終了後、参加者の皆さんへ「今一番の関心事は？」と投げかけてみる。子育て、取得したい資格、キャリア、夫婦の問題など個人の悩みが並ぶ。そこには政治や憲法がリンクするポイントが必ずあるのだ。個人の悩みを政治や法律の視点から見ることで、その方にとっての政治参加の意味が生まれる。そう、政治とはそういうもの。自分や自分の周りの大切な人がどうしたら幸せに安心して暮らせるかという事だと思う。

八百屋さんの店先で、ベジタブル&フルーツマイスターの知識を提供しながらの「ジュースバー×憲法」も実施してみた。健康に関心の高い元気な主婦達がたくさん集まってくれた。「政治に頼れないわ」と威勢の良い女性が声をあげたが、「国政だけでなく地方自治も政治」であると続けるとその女性は堰を切ったように語り始める。‘おばちゃんのお考え

る町創り’、とにかく面白かった！ たまに突拍子も無い事を言うので「それは憲法違反だから！」と上から目線で嗜めたりしては、地域の未来を語り合った。おばちゃんは言う。「うちのお嫁さんが選挙に行かないから今度是一緒に考えて一緒にいくわ」と。日常的に自分で考える癖が身に付けば、社会の見え方は全く違うものになっていくと思う。

カフェでママと一緒に憲法、レストランの地ビールフェアで働くパパとお仕事帰り憲法。いろんな角度から憲法や政治への導線を探す。定例となってきた『憲法 à la carte ♪』は、憲法を料理に見立て、毎回テーマや調理方法を変えて社会問題を考える試み。スパイスは登壇者。直近はドラッグクワイーン・ヴィヴィアン佐藤さんと。憲法の根本や地方創生の問題などをゆる〜く語り合った。「憲法の学習や政治活動はやりたい人だけやれば良いんじゃないか」という意見なども飛び出す。終了後には、今まで政治や憲法の話は自分と関係ないと思っていたけれど、真剣に考えなきゃいけないと思ったなどの感想が届いた。次なる導線は？ 『Sex×憲法』何が産まれると思いますか？ 『ワイン×憲法』マリアージュの行方は？

法律家でなくても、どんな場所でも学習会はできる。楽しみながら継続したい。

どなた様も是非ご賞味ください。ポイントは‘あなたらしさ’です！

工藤 実和子 (くどう・みわこ)
大学在学中にファッション関連会社の起業、政党本部スタッフ、インテリアやジュエリーのデザインなど様々な職種を経験。現在、NPO 法人「一人一票実現国民会議」の事務局を務め、憲法に関する活動を展開中。

【編集後記】▼今月号は視覚的には文字ばかりで地味に見える誌面ですが、それぞれの記事は意義深いテーマを扱っており考えさせられる内容となっています。▽来年1月に100号となるHuRP通信。取り上げてほしいテーマなど、お寄せください。(望)